

監査の品質管理に関する
検査指摘事例集

平成 22 年 6 月
公認会計士・監査審査会

[目次]

はじめに	1
1. 品質管理体制	4
2. 職業倫理及び独立性	9
3. 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任	11
4. 監査契約の新規の締結及び更新	12
5. 監査業務の実施	13
6. 監査調書	34
7. 監査業務に係る審査	36
8. 品質管理のシステムの監視	38
9. 共同監査	39

はじめに

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成 16 年 4 月の発足以降、わが国における監査の品質を高め、公共の利益を確保する観点から、監査事務所に対する検査を実施してきた。

審査会の検査においては、品質管理に関する責任、職業倫理及び独立性、監査実施者の採用等、監査契約の新規の締結及び更新、監査業務の実施、監査調書、監査業務に係る審査、品質管理のシステムの監視、監査事務所間の引継、共同監査など、監査事務所における監査の品質管理に関する事項について、多岐にわたり指摘を行っている。

本事例集は、検査における主な指摘事例を具体的に紹介することにより、個人事務所を含めた監査事務所による監査の質の維持・向上を図るための自主的な取組みを促し、監査の信頼性及び資本市場の透明性を確保し、公益に資することを目的としている。本事例集においては、監査事務所の規模や指摘の頻度にかかわらず、審査会として、一般的に生じがちな問題点に関し、監査事務所における品質管理の向上を図る上で、参照することが有益であると考えている事項を掲載している（注1）。

本年の改訂においては、平成 21 年度までに実施した検査結果につき、最近の検査で確認された事例や会計基準・監査基準の改訂等を踏まえ、指摘事例の追加・削除等の見直しを行った（注2）。

審査会としては、個人事務所を含めた各監査事務所において、本事例集も参考に、今後とも、監査事務所の品質管理の維持・向上のため、一層の努力がなされることを期待している（注3）。

（注1）本事例集においては、改善に向けての取組みの参考として、可能な限り、指摘事例の背景・原因などについても言及することとしている。また、各監査事務所に特有の事項等については、一部で表現振りの変更を行っているほか、指摘の根拠となる基準等の規定が複数ある場合については、主な規定を記載している。

（注2）掲載事例は、平成 21 年度までに審査会が実施した検査を対象としている。

なお、平成 21 年度における検査において、審査会発足後 6 年が経過し、監査事務所の品質管理の向上が図られている監査事務所がある一方で、一部の監査事務所については、業務管理態勢や監査業務に関する審査等の基本的な事項について、依然として不備

が確認されている。

(注3) 日本公認会計士協会が実施する品質管理レビューでの指摘事例が、「品質管理委員会年次報告書」及び「品質管理委員会半期報告書」において「改善勧告事項の概要」などとして紹介されているので、本事例集と併せて参照されたい。

用語の定義

- 「法」：公認会計士法
- 「令」：公認会計士法施行令
- 「規則」：公認会計士法施行規則
- 「監査事務所」：監査法人又は個人事務所
- 「地方事務所」：監査法人における「従たる事務所」
- 「独立性の確認書」：独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書
- 「C P E」：継続的専門研修
- 「協会」：日本公認会計士協会

1. 品質管理体制

(1) 品質管理に関する責任

- ・ 社員会、統括代表社員及び品質管理担当責任者の役割等が不明確であったことから、それぞれの指示監督が不十分となり、法令等遵守態勢、情報管理態勢、日常的監視、内部規程の整備・周知及び監査調書の管理などに不備がみられる。【平成 21 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 11～15 項)
- ・ 品質管理のシステムの整備及び運用について、最高経営責任者は、品質管理担当責任者に対して具体的な指示をしておらず、また、品質管理担当責任者が実施している品質管理に関する業務を具体的に検証していないなど、品質管理担当責任者に任せきりにし、その職責を果たしていない。【平成 21 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 13・15 項)

(2) 組織運営

- ・ 諸規程の策定・改廃、社員会の運営及び議事録の作成など、ほぼすべての業務管理を代表者が一人で行っており、社員間で業務分担などが行われていない。また、内部規程と業務実態との整合を図ることや監査基準等の改訂に伴う監査マニュアルの見直し等が行われていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 13・16 項)
- ・ すべての監査実施者が非常勤又は個人事務所との仕事を兼務しているため、監査実施者の監査法人の業務に対する責任意識や監査法人の監査実施者に対する求心力が低くなりがちな傾向があるなどの弊害が認識されているにもかかわらず、品質管理に関する方針及び手続の策定と周知、教育・訓練、日常的監視及び定期的検証による不備の是正などに取り組んでいない。【平成 20 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 11～13 項)
- ・ 社員会において、定款の変更や決算の承認等の重要事項について意思決定を行ったとしているが、議事録が作成されていない。【平成 19 年度検査】
- ・ 意思決定機関である社員会について、招集手続、定足数及び議決方法などの規程を整備していない。【平成 20 年度検査】
- ・ 監査マニュアル等が配付されていない事例が認められ、また、監査法人として

これを把握していないなど、監査マニュアル等の周知が不十分である。【平成 21 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 12・13 項)

- ・ 品質管理のシステムに係る方針及び手続を「監査の品質管理規程」において、文書化し、監査実施者に配付し新規採用時及び当該規程の更新時にその内容を説明することとしているにもかかわらず、品質管理担当者は、新規採用時及び内部規程等の更新時にその内容を説明していない。【平成 21 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 12 項)

- ・ 内部規程の整備に関し、以下のような不備事例がみられる。【平成 21 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 12 項)

- ア) 法令の改廃に合わせた規程の改訂がなされていない。
- イ) 最新の監査マニュアルにおいては、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から実施されている内部統制監査に関する項目が定められていないなど、実務指針の改正に合わせた改訂がなされていない。

(3) 法令諸基準の遵守

定款に記載のない業務提供

- ・ 企業再編コンサルティング等の非監査証明業務について、定款に定めがないにもかかわらず、監査法人のウェブサイトにおいて、専門スタッフを有して業務提供をすることができると記載している。【平成 20 年度検査】

(倫理規則第 13 条第 1・2 項)

- ・ 定款において、法第 2 条第 1 項の業務のみを行うこととしているにもかかわらず、定款に定めのない業務を行っている。【平成 21 年度検査】

(法第 34 条の 5)

同時提供の禁止

- ・ 連結財務諸表に関する監査において、被監査会社から事前に資料を入手して、連結財務諸表の数値を算出し、被監査会社に提供するなど、財務書類の調製に関する業務を行っている。【平成 19 年度検査】

(法第 2 条第 2 項、第 24 条の 2、第 34 条の 11、第 34 条の 11 の 2、規則第 6 条第 1 号)

- 当監査法人の代表者は、株式の大部分を自らが所有しているコンサルティング会社が関連会社に該当することを看過している。このため、当該関連会社が「会計帳簿の記帳代行その他の財務書類の調製に関する業務」を提供している会社に対して、同時提供の禁止の規定に反して監査証明業務を提供していることに気付いていない。【平成 20 年度検査】

(法第 2 条第 2 項、第 24 条の 2、第 34 条の 11 の 2、令第 7 条第 2 項第 1 号、規則第 3 条、第 5 条、第 6 条)
- 監査証明業務と非監査証明業務の同時提供を禁じた法第 34 条の 11 の 2 に抵触するか否かの判断を、新たに非監査証明業務又は監査証明業務を提供することとなる社員個人に委ね、当監査法人として、同時提供に関する確認・検証を行っていない。【平成 21 年度検査】

(法第 34 条の 11 の 2 第 1 項)

就職制限に係る手続

- 業務執行社員が関与した会計期間及び翌会計期間の終了する日までの間は、監査対象会社の取締役、監査役等に就任することを制限することについて、当該業務執行社員が当監査法人から脱退するに当たり、就職制限の誓約書を入手していない。【平成 21 年度検査】

(法第 28 条の 2、第 34 条の 14 の 2)

(4) 情報管理

情報セキュリティ

- 社員が経営する税理士事務所の職員に監査手続の一部や監査調書の整理等を行わせているが、独立性や情報管理に関する対策を講じていない。【平成 20 年度検査】

(法第 27 条、第 28 条の 3、倫理規則第 2 条第 8 項)
- 常勤者に対して法人所有のコンピュータを貸与しているが、パスワードの設定や管理を行っていない。【平成 21 年度検査】

(法第 27 条)
- 常勤者に対する貸与コンピュータにつき、電子データの保存状況等に対するモニタリングを実施していない。【平成 21 年度検査】

(法第 27 条)

- ・ 情報セキュリティ・ポリシー等を整備しておらず、監査業務等に係る情報セキュリティ管理体制を整備していない。【平成 21 年度検査】
(法第 34 条の 13 第 3 項、第 34 条の 14 の 3、規則第 26 条、倫理規則第 2 条第 8 項)
- ・ 個人情報の保護について、当監査法人が個人情報の保護に関する法律第 2 条第 3 項の規定による個人情報取扱事業者に該当するか否か検討していない。【平成 21 年度検査】
(法第 34 条の 13 第 3 項、第 34 条の 14 の 3、規則第 26 条、倫理規則第 2 条第 8 項)

インサイダー取引防止態勢

- ・ 当監査法人は、インサイダー取引防止に関する規程として「インサイダー取引防止規程」を設け、監査実施者に対して業務提供先をまとめたリストを配付し、また、インサイダー取引を防止するため、従業者（社員、使用人及び事務職員をいい、非常勤の者も含む。）に対して自己のためにする業務提供先の特定有価証券等の売買等を行わない旨の誓約書の提出を求めることとしている。
しかしながら、当監査法人の業務提供先をまとめたリストを作っておらず、また、全従業者から誓約書を入手していない。【平成 21 年度検査】
(法第 26 条、品質管理基準委員会報告書第 1 号第 18 項)
- ・ 新規業務の受嘱（監査証明業務及び非監査証明業務）において、社員、使用人等に対し業務提供先の周知を行っていない。【平成 21 年度検査】
(法第 26 条、第 27 条、品質管理基準委員会報告書第 1 号第 18 項)

個人情報の保護

- ・ 個人情報保護管理規程を定めるとともに、監査業務部門における監査業務で入手した個人データについては、情報セキュリティガイドラインを定め管理しているが、監査業務部門においては、監査業務の実施において入手した個人データの点検は実施しているものの、個人情報保護管理規程において、実務指針等で求められている個人データの取扱状況に関する点検・監査に関する手続等の必要な事項を定めていない。【平成 21 年度検査】
(法第 27 条)
- ・ 個人情報の保護に関する法律第 2 条第 3 項の規定による個人情報取扱事業者

への該当の有無や、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等で求められる措置の必要性について、検討していない。【平成 21 年度検査】
(法第 27 条)

(5) 業務改善への取組み

- ・ 協会の品質管理レビューにおける指摘事項の改善について、以下のような不備事例がみられる。
 - ア) 監査法人の品質管理のシステムの運用が縦割りの組織に委ねられ、全社的な監視システムが構築されていないことから、品質管理レビューにおける指摘事項及びそれに対する改善指示が監査法人全体に周知徹底されていない。【平成 19 年度検査】
 - イ) 個別監査業務に対する協会の指摘事項については、フォローアップ・レビューへの対策として、品質管理レビューの対象となった監査業務の改善を優先し、横断的な視点をもって改善を行っていないことから、未改善あるいは改善不十分となっている監査業務がある。【平成 20 年度検査】
 - ウ) 協会の品質管理レビューにおける指摘事項について、監査実施者への研修等による周知及び品質管理のシステムの監視による是正措置を実施することなどにより、すべての監査業務において適切な対応を図ると回答している。

しかしながら、協会に対する回答書を作成したのみで、具体的な改善計画及び対応策は策定しておらず、また、監査実施者への研修等による周知が徹底されていない。【平成 21 年度検査】

(6) 業務運営全般

- ・ 当該監査法人の業務運営は、監査法人としての具体的な方針及び手続が整備されていない中で、複数のグループに分かれ、それぞれのグループにおいて監査契約の新規受嘱や審査等の業務が行われている。このため、以下のように、品質管理のシステム全般にわたり多数の不備がみられるなど、監査法人としての組織的な業務運営が行われていない。【平成 21 年度検査】
 - ア) 監査法人の品質管理のシステムに関する内部規定の整備が行われていないほか、監査の実施に関する具体的な方針及び手続が定められていない。
 - イ) 監査業務に係る審査が実施されていない業務があり、また、品質管理のシステムの監視が実施されていない。
 - ウ) 協会の品質管理レビューにおける指摘事項に対しては、具体的な改善計画を策定しておらず、また、監査実施者に対して指摘事項の改善指示等を徹底していない。

2. 職業倫理及び独立性

(1) 独立性（利害関係）の確認

年次の確認

- ・ 地方事務所における独立性の確認について、各地方事務所に任せ、本部において実施状況の確認を行っていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 25 項)
- ・ 年次の一斉確認について、品質管理担当責任者が、受嘱 1 年目は独立性の確認を行ったことから 2 年目以降も前年と同じであろうと考えたことや、各監査実施者が監査対象会社等に対する独立性の確認のために必要となる情報（監査対象会社等の連結子会社や持分法適用会社等のクライアントリスト）について把握しているであろうと考えたことから、以下のとおり、不備がみられる。【平成 21 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 21・25 項)
 - ア) 監査対象会社等に対する独立性の確認のために必要となる情報を作成していない。
 - イ) 大会社等以外の会社について、独立性の確認を行っていないものがあり、また、大会社等の監査業務について、一部の監査実施者の独立性の確認を行っていない。
 - ウ) 倫理委員会研究報告第 1 号において、監査人の独立性チェックリストとして定められているもののうち、法令編の監査法人用のチェックリスト及び倫理規則編のチーム構成員用のチェックリストを使用しておらず、独立性の確認の項目のうち一部の確認を行っていない。
- ・ 新規採用者の採用時の独立性の確認において、被監査会社の子会社等が対象とされていない。【平成 21 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 32 号第 12・16 項)
- ・ 独立性の確認において、以下のような不備事例がみられる。【平成 21 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 25 項)
 - ア) クライアントリストに、被監査会社の持分法適用関連会社の記載が漏れている。
 - イ) IT 全般統制の評価に係る業務委託先の監査実施者について、独立性の確

認書の入手を行っていない。

監査証明業務等における確認

- ・ 被監査会社の試算表の数値を監査調書作成のために入力させるなど、監査業務を補助する職員に対して、独立性の確認を実施していない。【平成 19 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 32 号第 12 項)

- ・ 非常勤の監査補助者に対して、担当会社の変更に対応した独立性の確認を行っていないため、新規に関与することとなった被監査会社については、独立性の確認をせずに監査業務を行わせている。【平成 19 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 32 号第 12 項)

- ・ 非監査証明業務の受嘱における独立性を保持するための方針及び手続が定められていないほか、独立性の確認手続が実施されていない契約がみられる。【平成 21 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 32 号第 12・16 項)

監査契約の新規締結時における確認

- ・ 独立性の確認に係る方針及び手続において、新規受嘱後、監査実施者として新たに加わった者に関する方針及び手続が定められておらず、また、独立性の確認が行われていない。【平成 21 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 32 号第 12・16 項)

- ・ 新規受嘱時の独立性を確認するために、社員及び監査補助者に送付するメールに、新規に監査契約を締結するクライアント名を記載しているものの、その連結子会社及び持分法適用会社等の情報を記載していない。【平成 21 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 33 項)

- ・ 監査契約の新規の締結に際して業務執行社員（予定）が作成した新規監査契約承認申請書等について、メールによりすべての社員から受嘱の承認や独立性の確認を得て、さらに社員会においてこれを追認することとしているが、各社員からの承認等の回答を法人として統一的に管理・保管しておらず、受嘱の承認や独立性の確認が行われたか否かが明らかではない監査業務がみられる。【平成 21 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 29 項)

(2) 競業の禁止

- ・ 社員個人による非監査証明業務の受嘱について、当該社員は、他の社員全員の承認を受けないまま、監査法人の業務の範囲に属する非監査証明業務を受嘱している。【平成 20 年度検査】
(法第 34 条の 14 第 2 項)

3. 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任

(1) 教育・訓練

- ・ 公認会計士の資格を有していない監査実施者に対し、IT 関係の研修用 CD-ROM を視聴させること以外の教育・研修を行っていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 41 項)
- ・ CPE の履修状況が法人として一元的に管理されておらず、代表社員が自分の担当する業務ごとに管理しているほか、当該管理において、監査実施者の履修状況を CPE 年度期間中に確認することを行っていなかったことから、協会の品質管理レビューにおける指摘後においても、必須研修項目の履修単位不足が発生している監査補助者がいる。【平成 21 年度検査】
(協会会則第 116 条、継続的専門研修制度に関する規則第 6 条)
- ・ 教育研修の規定を設けているにもかかわらず、同規定の制定日以降、平成 20 年 3 月を除き、非常勤職員を含む監査実施者に対する年度中の CPE の履修状況の確認を実施していない。【平成 21 年度検査】
(協会会則第 116 条第 5 項)

(2) 評価、報酬及び昇進

- ・ 人事評価について、一定の評価項目を設定し行っていたが、地方事務所に対する評価項目の変更の周知が不十分であったことから、地方事務所においては従前の自己申告書を使用しており、また、本部において、その実態を把握していない。【平成 21 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 42 項)

(3) 選任

- ・ 定款において、業務執行社員は「総社員の同意により定める」としているにもかかわらず、監査契約の交渉を担当した社員が総社員の同意の手続を経ずに、業務執行社員に就任している。【平成 20 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 44 項)
- ・ 監査責任者の選任に際して、被監査会社の業種の特殊性等に関する社員の能力や経験を考慮していない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 44 項)
- ・ 指定社員制度を採用しているが、法第 34 条の 10 の 4 第 4 項に基づく、被監査会社への書面による指定社員の通知を行っていない。【平成 21 年度検査】
(法第 34 条の 10 の 4 第 4 項)

4. 監査契約の新規の締結及び更新

(1) 方針及び手続

- ・ 監査契約の新規の締結及び更新に係る方針と手続を策定しておらず、実施したとする監査契約の新規の締結及び更新に係るリスク評価の検討過程や結果の文書化もされていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 29 項、監査基準委員会報告書第 32 号第 14 項)
- ・ 監査人の交代に関して、監査基準委員会報告書第 33 号で求められている「監査人予定者の指定に関する通知書」及び「監査人予定者が監査契約の締結前に実施する監査業務の引継に関する守秘義務についての確認書」を被監査会社に依頼しておらず、これらの手続を失念している。【平成 21 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 33 号第 6・12 項)

(2) 承認手続

- ・ 大会社等の一部や学校法人のほとんどについて、監査法人としての管理を行っていないことから、監査契約書の作成、契約リスクの評価及び所要の議決などの承認手続を行わずに監査業務を実施している。【平成 20 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 29 項、監査基準委員会報告書第 32 号第 14 項)

- ・ 監査契約の新規の締結を行う場合には、契約窓口となる社員が会社概要や財務状況等を記載した「事前調査報告書」を作成し、これに「監査契約の新規締結チェックリスト」及び「前任監査人への質問の回答書」を添付し、社員会での承認を経た後、契約を締結することとしている。

しかしながら、一部の契約の新規締結について、社員会を開催する前に各社員に対して個別に口頭説明により承認を受け、監査契約を締結した後に社員会の事後承認を受けたとしているが、その過程を文書化していないものや、「事前調査報告書」や「チェックリスト」等が未完成のまま社員会の承認を受けているものなどがみられる。【平成 21 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 29 項、監査基準委員会報告書第 32 号第 14 項)

- ・ 監査契約の更新を行う場合には、業務執行社員は「監査契約の更新チェックリスト」に基づき、リスク評価を行い、第三者的な立場からその妥当性について判断を行うために設けられた契約担当社員に対し、リスクの評価及び契約更新の所見について報告を行い、その後、契約の更新が行われることとなっている。

しかしながら、契約担当社員は、監査契約の更新が方針等に従って行われていることを確かめるために必要な、業務執行社員から報告を受けた事実やその日時を文書化していない。【平成 21 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 29 項、監査基準委員会報告書第 32 号第 14 項)

5. 監査業務の実施

(1) リスク・アプローチに基づく監査計画の立案

「リスク・アプローチによる監査の手引」の使用

- ・ 協会東京会は、主として中小監査事務所の監査の充実や品質向上を図るため「リスク・アプローチによる監査の手引（監査基準に準拠した監査の手引）」を公表している。当該手引に含まれる様式例を利用してリスク・アプローチに基づく監査計画の立案を行っている監査事務所において、リスク・アプローチを正確に理解せずに形式的に当該様式例を利用しているため、以下のような不備事例がみられる。【平成 21 年度検査】

- ア) 同じ監査業務に対する監査計画の中で論理矛盾が生じている。
- イ) 各表間に整合性がない。

り) 監査調書の一部を作成していない。

重要性の基準値の決定及び改訂

(重要性の基準値の決定)

- ・ 重要性の基準値を算出しているものの、監査手続の策定を監査実施者の経験等のみで判断しており、勘定や取引ごとの重要性の値を考慮していない。

【平成 21 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 5 号第 7 項)

- ・ 財務諸表全体レベルの重要性の基準値を決定するに当たり、被監査会社を、①内部統制に依拠することができる健全な企業、②①に近いが、今少し内部統制の強化が必要と思われる企業、③内部統制に依拠するのが困難な企業に区分して、①、②、③の順番に重要性の基準値が大きくなるように当該基準値を設定している。

平成 21 年 3 月期が初度監査である被監査会社について、運用評価手続を平成 21 年 3 月に実施している。このため、監査計画の段階では、内部統制の運用評価手続を実施していない。また、初度監査であるため、内部統制が良好に運用されていることを期待して重要性の基準値を設定することを合理的に説明することは困難であるにもかかわらず、上記重要性の基準値の計算において、被監査会社を①に区分して重要性の基準値を計算している。【平成 21 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 5 号第 6 項)

(重要性の基準値の改訂)

- ・ 重要性の基準値の決定に際して用いた過年度の財務諸表数値と当年度の財務諸表数値の実績が大きく乖離したにもかかわらず、監査実施者は、重要性の基準値の改訂の要否を検討していない。【平成 19 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 5 号第 8 項)

- ・ 重要性の基準値を変更しているが、これに伴う試査範囲の変更など、監査計画の見直しの要否を検討していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 5 号第 9 項)

- ・ 重要性の基準値の決定に当たり、基礎となる財務数値について、監査計画の策定段階では被監査会社が公表している業績予想数値の税引前当期純利益

を用いていたが、期末直前に被監査会社が当期純損失を予想した業績予想数値の修正を公表したことに伴い、売上高を用いる方法に変更している。

このように、重要性の基準値の基礎となる財務数値を変更しているにもかかわらず、財務諸表全体に与える虚偽表示の影響や、財務諸表の利用者の経済的意思決定に与える影響について検討していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 5 号第 2 項)

内部統制を含む、企業及び企業環境の理解

- ・ 内部統制の理解において、経営者及び監査役に対する質問に止まり、内部統制のデザインの評価、内部統制が実際に業務に適用されているかどうかの検討及び判断のための観察、文書や報告書の閲覧等の手続を実施していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 29 号第 51・52 項)

- ・ 内部統制を含む、企業及び企業環境を理解するために経営者へ質問したとしているが、内容が監査調書に残されていない。【平成 21 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 29 号第 7 項)

重要な虚偽表示のリスクの評価

- ・ 重要な虚偽表示のリスクを総括する監査調書において、企業及び企業環境の理解に係る監査調書で識別されているリスクが理由なく漏れている一方、当該監査調書で識別していないリスクが当該総括する監査調書に新たに記載されているなど、監査調書間の整合性がなく、監査チームによる重要な虚偽表示のリスクの識別の過程が不明確である。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 29 号第 94 項)

- ・ 「財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示のリスク」、「財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスク」及び「特別な検討を必要とするリスク」の特定が行われていないため、リスクに関連付けた監査手続の立案を実施していない。【平成 21 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 29 号第 102 項)

I T 統制リスクの評価

(I T の概括的理解等)

- ・ 監査計画において、「ITを利用した情報システムのリスク評価の必要性について、ITの利用が相当程度なされており、原則的なリスク評価手続を実施する。」と判断しているが、ITを利用した情報システムに関する重要な虚偽表示のリスク評価手続を実施していない。【平成20年度検査】
(監査基準委員会報告書29号第94項、IT委員会報告第3号第7項)
- ・ 期首に新規の会計システムを導入しており、前期以前に行った内部統制のデザイン等の評価をそのまま利用することができないため、当該システムの導入における影響を検討する必要があるにもかかわらず、これを行っておらず、前期期末の残高が当期期首に引き継がれていることも確かめていない。【平成20年度検査】
(IT委員会報告第3号第2項(5))
- ・ 会計システムの特権IDの管理に関する全般統制に不備が識別されているが、その不備に対応した監査手続を策定していない。【平成21年度検査】
(IT委員会報告第3号第25項)

(統制活動)

- ・ ITを利用した情報システムの全般統制について、被監査会社への質問のみによって、過年度から変更がなく良好であることを確かめ、過年度のITの業務処理統制に依拠するとしているが、質問と観察及び文書の閲覧等の手続を組み合わせ実施していない。【平成20年度検査】
(IT委員会報告第3号第30・31・35項、IT委員会研究報告第31号Q6)
- ・ ITを利用した情報システムの全般統制に関して、財務報告に関する重要なスプレッドシートとユーザー開発のプログラムの計算結果の正確性の検討やセキュリティの確保について、被監査会社に統制のデザインが存在しないという事実を把握しているにもかかわらず、これに対する代替的な検証を実施していない。【平成20年度検査】
(監査基準委員会報告書第31号第10項)
- ・ 被監査会社は、業務用コンピュータの運用サービスを外部に委託しているが、当該委託に係る契約書(業務委託基本契約書等)やサービス仕様書などを入手しておらず、また、当該委託業務に係る内部統制の検証を行っていない。【平成20年度検査】
(IT委員会報告第3号第18項)

- ・ 被監査会社は、原価計算システムを機能追加した財務会計システム、購買システム及び給与システムを利用していることから I T の利用が限定的な場合に該当しないにもかかわらず、「I T の利用が限定的であり、安定度が高く、情報システムに前年度との間で重要な変更がないため、I T の利用に関するリスク評価手続の一部を省略する。」として、I T に関する全般統制の理解及び評価を省略している。また、I T に関する全般統制の理解及び評価をせずに、仕入プロセスの監査手続において、I T による業務処理統制を利用した監査手続を実施している。【平成 20 年度検査】

(I T 委員会報告第 3 号第 3 ・ 29 項)

- ・ 初度監査である被監査会社の販売プロセスで利用している情報システムについて、市販の簡易なパッケージソフトではなく、外部開発されたものであり、インターネットの W e b サイトで商品の注文、支払いができるレベルで電子商取引を利用していることを把握しているにもかかわらず、当該状況を検討せずに、I T の利用が限定的であるとして、I T に依存した内部統制の理解及び評価に関する手続を省略している。【平成 21 年度検査】

(I T 委員会報告第 3 号第 3 項)

- ・ ソフトウェアのダウンロード販売事業（インターネット上で公開しているソフトウェアを利用するための解除データをメールで顧客に送信した時点をもって売上を計上する。）の販売プロセスについて、自動化された業務処理統制を理解せずに、月次で実施される「売上明細と販売データの合計値との突合」の手作業による業務処理統制について運用評価手続を実施しているのみである。

このような I T の利用が限定的でない業務プロセスについては、自動化された業務処理統制を理解した上で、どのような運用評価手続を実施するかどうかの判断を行っていない。【平成 21 年度検査】

(I T 委員会報告第 3 号第 22 項)

(情報システムから作成された情報の正確性と網羅性の確認)

- ・ 被監査会社は、オンラインゲーム事業において、ゲームの中で利用される仮想通貨の販売金額から、その未使用分を、情報システムにより作成された「未使用ポイント残高の集計データ」に基づいて前受金勘定に振替えて、売上高を算定している。

しかしながら、監査チームは、前受金の勘定残高との突合に利用した「未使用ポイント残高の集計データ」について、その正確性及び網羅性を確認する手続を実施していない。【平成 21 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 31 号第 11 項)

- ・ 滞留売掛金の評価や商品評価損の検討に際して、情報システムによって作成された情報を利用する場合の情報の正確性及び網羅性の検討を行ったとしているが、検討過程及び結論を監査調書に記載しておらず、監査手続を実施したことが確かめられない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 30 号第 12 項、同報告書第 31 号第 11 項)

リスク対応手続の立案

- ・ 運用評価手続におけるサンプル数の決定について、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」(企業会計審議会)Ⅲ 4 (2) ①ロ「業務プロセスに係る内部統制の運用状況の検討」を参考にして、運用評価手続としてのサンプル数をすべてのテストにおいて 25 件としたとしているが、統制活動の頻度や重要な虚偽表示のリスクの程度を考慮していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 30 号第 44 項)

財務諸表の監査における不正への対応

- ・ 財務諸表監査における不正への対応に関して、「不正リスクチェックリスト」にチェックマークを付しているのみで監査調書に検討過程が残されておらず、また、不正への対応に関する監査チーム内での討議が行われていない。【平成 21 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 35 号第 27・57・107 項)

- ・ 監査マニュアルにおいて、原則として、収益認識には不正リスクがあると推定するとされているが、監査チームは、収益認識に関係する不正リスクはないと判断し、その理由として、監査マニュアルに記載されている、「特定の状況下で収益認識における不正リスクを識別しない場合」に該当するためと監査調書に記載しているのみで、監査チームの判断を裏付ける個別・具体的な状況を反映した理由を記載していない。【平成 21 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 35 号第 60・110 項)

- ・ 初度監査である監査業務において、監査チーム内のディスカッションを実施しているが、出席者はマネージャー、シニアスタッフ、スタッフのみであり、業務執行社員は、マネージャーと初度監査における被監査会社との協議を通じて、十分なコミュニケーションをとったとして、当該監査チーム内のディスカッションに参加しておらず、また、業務執行社員による監査チームへの指示等

も監査調書に記載されていない。【平成 21 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 35 号第 28 項)

- ・ 経営者による内部統制の無視のリスクに対応して、総勘定元帳に記録された仕訳や決算プロセスにおける修正について検討したとしているが、実際になされた検討は訂正仕訳についてだけであり、経営者による内部統制の無視のリスクに対応した手続としての総勘定元帳に記録された仕訳や決算プロセスにおける修正についての適切性の検証を実施したものとは認められない。また、代表者への貸付などの被監査会社にとって通例ではないと判断される重要な取引について、事業上の合理性を検討していない。【平成 21 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 35 号第 76 項)

- ・ 不正による重要な虚偽表示が行われる可能性や、不正の疑いの把握の有無について、被監査会社の経営者や監査役等へ質問を行っていないなど、不正による重要な虚偽表示のリスクの識別のための情報を入手し、理解するための手続を実施していない。【平成 21 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 35 号第 34・37・38・40・46 項)

監査手続書の作成

- ・ 監査法人所定の標準の監査手続書をそのまま使用しており、リスク評価の結果に基づいたリスク対応手続等を反映した監査手続書を作成していない。【平成 21 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 30 号第 7 項)

(2) リスク対応手続

- ・ マンション等の建設及び販売などを事業としている被監査会社の売上高に関して、運用評価手続と実証手続を組み合わせた監査アプローチを採用すると計画しているにもかかわらず、運用評価手続を実施せず、売上金額が多額の物件に対する引渡関連資料との照合や入金確認等の詳細テストによる実証手続のみを実施している。また、収益認識における不正リスクの検討及び対応手続を実施していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 30 号第 22 項、同報告書第 35 号第 60 項)

- ・ 運用評価手続の実施において、被監査会社の担当者が実施した評価手続の結果を利用しており、当該担当者の能力や信頼性の評価や、監査手続の対象とする内部統制の運用リスクの程度を考慮して当該運用評価手続の利用の可否及び程度等

を判断する必要があるが、これを行っていない。【平成 21 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 15 号第 7・14 項、同報告書第 30 号第 7・34・63 項)

- ・ 販売管理プロセスの運用評価手続の実施において、テスト対象をそれぞれのコントロールごとに選ぶのではなく、顧客別売上リストから 25 件の取引を選び、その 25 件について、受注から売上代金の回収、売上返品などのプロセスの流れに沿ってテストを実施している。このため、例えば、選定した 25 件の売上すべてが返品されることはないため、結果として、売上返品のコントロールテストは 3 件となっているなど、発生頻度やリスクの程度に応じた件数のテストを実施していない場合がある。【平成 21 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 29 号第 95 項、同報告書第 30 号第 7・22・72 項)

- ・ 購買プロセス（仕入計上プロセス）の日次多数のコントロールに対する運用評価手続において、すべてのサンプルを平成 20 年 12 月の取引のみから抽出している。その理由は、連携する他の月次コントロールに対する運用評価手続テスト対象月を、平成 20 年 12 月及び平成 21 年 1 月としたため、連動性をもって検証する方が望ましいと考えたからとのことである。

しかしながら、日次多数のコントロールのサンプル数の抽出は、年間の取引を母集団として抽出するべきであり、特定月に偏って抽出していることから、監査対象の一会計期間を通じて監査証拠を入手するための手続となっていない。【平成 21 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 9 号第 6・40 項)

- ・ 被監査会社は、通信販売部門の受注から出荷までの取引について、受注から購買、在庫、配送を連結子会社や外部業者に委託しており、被監査会社との取引は、外部業者の I T システムを介して行われている。

しかしながら、監査計画においては、「アウトソーシングしている重要業務はない」として、受注から購買、在庫、配送までのプロセスの前提となる委託業務に関連する取引記録及び財務諸表項目の重要性や固有リスクを検討しておらず、被監査会社と受託会社との間で合意されたサービスレベルの詳細な検討を行っていない。

このため、被監査会社の財務諸表に重要な影響を与える可能性のある業務を第三者に委託しているにもかかわらず、当該委託業務の内容を理解し、委託会社の財務諸表が受託会社の内部統制からどの程度影響を受けるかの検討を実施していない。【平成 21 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 18 号第 4・7 号、I T 委員会報告第 3 号第 11 (3)、(6)・18 項)

(3) 会計上の見積りの監査

棚卸資産

- ・ 棚卸資産の評価の妥当性について、被監査会社が作成した、帳簿単価が正味売却価額（単価）を下回っているものを抽出したデータに基づいて検討しているが、当該データから算出された金額が、評価損として計上されていることを確かめているのみであり、サンプルベースでテストを実施するなど当該情報の正確性の検討や、すべての該当するアイテムが含まれているかどうかといった網羅性の検討を実施していない。【平成 21 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 13 号第 12・22 項、同報告書第 30 号第 12 項、同報告書第 31 号第 11 項）

- ・ 棚卸資産の評価に対する監査手続として、移動平均法による計算処理に係る内部統制に依拠せず、その正確性を検討するための実証手続を実施するとしていたが、監査実施者は当該手続を実施しておらず、移動平均法による計算処理の正確性を検討していない。なお、当該事項は協会の品質管理レビューにおける指摘事項であったため、前期においては移動平均法による原価の計算の正確性を検討しているが、当該手続を監査手続書に記載していなかったことなどから当期の監査においては未実施であった。【平成 21 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 13 号第 13 項）

有価証券

- ・ 連結子会社の純資産の下落により、当該連結子会社の株式の減損の検討を行ったが、「会社は前期に策定した計画と実績に大きな乖離がないため、当該株式の減損は不要としている。」と監査調書に記載している。

しかしながら、検討に用いられた利益計画について、根拠資料名、社内承認の有無、実行可能性等のデータの信頼性を検討した過程が監査調書に記載されていない。【平成 21 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 13 号第 7 項、同報告書第 31 号第 11 項）

- ・ 被監査会社は、投資有価証券（上場株式）に関して第 1 四半期末において 4 百万円、第 2 四半期末において 107 百万円の減損を実施している。

しかしながら、監査チームは、これら減損のうち第 2 四半期末について、時価の正確性等を検証しておらず、投資有価証券の評価に関する監査手続を実施していない。なお、重要性の基準値は 8 百万円である。【平成 21 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 30 号第 48 項）

無形固定資産（のれん）

- ・ 連結子会社の株式を追加取得し、のれんが発生しているが、のれんが発生した原因分析の検討、被監査会社の投資の回収計画等を踏まえたのれんの資産計上の妥当性や償却期間の妥当性の検討に関して、これらを検討した過程や結論が監査調書に記載されていない。監査チームは、当該子会社が従来から関連会社であったことからその業務内容や資産内容及び被監査会社グループの海外事業の投資計画を理解した上で、それらの妥当性について問題ないと判断したと説明している。

また、当該のれんの減損の検討について、監査チームは、株式の減損の要否の検討を実施し、財政状態が悪化しているものの、株式の減損は不要と判断していることから、のれんの減損も不要と考えたと説明しているが、これらを検討した過程や結論も監査調書に記載されていない。【平成 21 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 13 号第 7 項、同報告書第 31 号第 11 項）

貸倒引当金

- ・ 監査チームは被監査会社の売掛金の回収状況が良好ではないことを把握している。売掛金の評価に関する監査手続としては、期中の内部統制の検証時及び支店往査時に、支店担当者に滞留債権の有無について質問を実施するとともに、期末時においても、財務部長等への同様の質問を実施した結果、滞留債権や貸倒引当金を追加で計上すべき得意先はなかったと結論付け、その結論のみを監査調書に記載している。

さらに、滞留債権の網羅性を検証するために、被監査会社が作成した売掛金の年齢調べ表等をレビューし、一部入金等の理由により予定どおり入金されていない得意先については、個別に理由を被監査会社の担当者から聴取し、貸倒引当金の追加計上必要はないことを確かめたとしている。

しかしながら、期末日以降にレビューを実施した売掛金の年齢調べ表、又はそのサマリー等については、監査調書に編綴されておらず、滞留の恐れがあるとして個別に理由を聴取したとする得意先について、その検討内容が監査調書に記載されていない。【平成 21 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 13 号第 12・13 項、同報告書第 31 号第 11 項）

繰延税金資産の回収可能性

- ・ 被監査会社の繰延税金資産の回収可能性に係る監査基準委員会報告第 66 号における区分 2 に該当する会社について、有価証券評価損、ゴルフ会員権評価損

及び土地評価損等のスケジューリング不能将来減算一時差異について、将来の売却計画等により実現する時期等を検討することなく、繰延税金資産の計上を容認している。被監査会社が監査チームの指導に従って一部のスケジューリング不能差異については繰延税金資産を計上しないなど、改善への姿勢がみられるようになったことから今後に期待ができ、また、当該スケジューリング不能将来減算一時差異に係る繰延税金資産を計上しても、「重要性は必ずしも大きくない」と判断したことを容認の理由としてあげている。なお、当該繰延税金資産の金額は重要性の基準値を大幅に超えている。【平成 18 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9 項、監査委員会報告第 66 号第 5 項)

⑥ 退職給付引当金

- ・ 被監査会社が市販のパッケージソフトウェアを利用して算定した退職給付債務に関し、当該パッケージソフトウェアの信頼性を検証する手続や、期末の退職給付債務額について、退職給付の個人別データからサンプルを抽出し、関連証憑資料との照合や計算チェックなどの退職給付債務計算の正確性を検証する手続を実施していない。【平成 19 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9 項)

- ・ 前年度と異なる年金数理人が退職給付債務を計算しているにもかかわらず、「個人別データ等の計算の検証については、前年度検証済であり、その後計算の概要に変化がないことから、当期においては検証を省略している。」として、被監査会社から年金数理人に提出されたデータが会計記録と整合していることを確かめる手続を実施していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 14 号第 11 項)

- ・ 退職給付引当金に係る期待運用収益率について、監査調書上「3%」と記載されているのみで、その妥当性の検討過程及び結論を監査調書に記載していない。【平成 21 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 7 項)

完成工事補償引当金

- ・ 被監査会社は、過去の完成工事に係る補償額について、従来の発生時費用処理から当期より補償実績率に基づく見積補償額を計上する方法に会計方針を変更しているため、特別な検討を必要とするリスクとして識別しているが、計算の正確性の検証に止まり、被監査会社が実施した見積補償額の算定における仮定の適切性（過去の補償実績率の計算の方法及び補償期間の妥当性等）を検討

していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9 項)

工事損失引当金

- ・ 建設業を営んでいる被監査会社が工事損失引当金を計上していないことについて、業務執行社員は、「被監査会社は赤字工事を受注していない」としているが、被監査会社に赤字工事が存在するか否かを確認していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9 項)

減損

- ・ 監査チームは、重要性の基準値を超えるリース資産があるにもかかわらず、リース資産の減損の兆候について検討していない。【平成 21 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 9～13 項)

- ・ 固定資産の減損に関する監査手続における固定資産の減損会計を適用する際の資産のグルーピングについて、被監査会社の実施した検討資料は入手しているが、その妥当性を検討していない。また、連結財務諸表において、連結グループ全体としての減損会計の適用の妥当性を検討していない。【平成 21 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・22 項)

(4) 金融資産の消滅の認識の検討

- ・ 被監査会社が売掛債権を第三者に譲渡した取引について、当該債権譲渡に係る売買契約書を入手しておらず、当該契約が金融資産の消滅の認識の要件を満たしているかを検討していない。また、当該取引の法律関係等について監査チーム内で検討することが困難であるにもかかわらず、弁護士等の法律の専門家の意見を入手していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 14 号第 4 項、同報告書第 31 号第 19 項)

(5) 売上

- ・ 不動産の転貸事業を主たる業務としている被監査会社において、証憑突合の実証手続等は実施しているものの、収益認識に関する不正リスクの検討を実施しておらず、取引物件の視察や、取引物件を対象とした売上高と売上原価の関連性を

検証するための監査手続等を実施していない。【平成 21 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 31 号第 2 項、同報告書第 35 号第 23・60 項)

- ・ 不動産売上高について、取引完了報告書や鍵受領書との照合等を実施しておらず、被監査会社から販売先に不動産の引渡しが行なわれたことについての検証を行っていない。【平成 21 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 31 号第 19～22 項)

(6) 立会

- ・ 実地棚卸立会において、監査手続書上、テスト・カウント後にテスト・カウントの数量と被監査会社が作成した在庫一覧の数量を突合するとしているが、一部について手続が未了である。【平成 20 年度検査】

(監査委員会報告第 8 号第 2 項)

- ・ 不動産会社において、重要性のある販売用不動産及び仕掛販売用不動産について、内部統制の運用評価手続等を実施せずに、被監査会社が実地棚卸や視察などの現場確認を実施しないとする判断を受け入れている。また、上記の棚卸資産に対する立会等を実施しなかったこと及びその理由等を監査調書に記載していない。

【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 30 号第 7 項、監査委員会報告第 8 号第 1 項・解説Ⅲ第 7 項)

(7) 確認

- ・ 棚卸資産残高のうち外部保管在庫の割合が非常に高く (70%程度)、その金額に重要性があるにもかかわらず、外部保管先に対して確認手続又は実地棚卸の立会を実施していない。また、会社が入手している外部保管先の在庫証明書との突合等も実施していない。なお、棚卸資産サイクルにおける内部統制の運用評価手続も十分に実施していない。【平成 19 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 30 号第 7・21・47 項)

- ・ 回収した確認状における確認先の署名欄に代表者印や会社印ではなく、三文判の個人印が押印されているものについて、回答の信頼性を検討していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 19 号第 24 項)

- ・ 確認状が監査報告書日付までに返送されなかったにもかかわらず、理由なく代

替手続を実施していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 19 号第 22・23 項)

- ・ 買掛金について発送した確認状のうち、回答がなかったものについて、代替手続を実施したとしているが、当該手続は、未回収の確認状の金額の一部分（金額で 10%未満）についてのみ発注書や請求書と突合したものであり、確認金額全体を対象とした代替手続とはなっていない。監査チームは、さらに、確認以外の他の監査手続を実施し、買掛金の勘定残高について十分な心証を得たとしているが、当該監査手続の具体的内容や監査手続全体についての十分性の検討過程及び結論を監査調書に記載しておらず、監査手続を実施したことが確かめられない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 19 号第 22・27 項、同報告書第 36 号第 8 項)

- ・ 3 月末決算の被監査会社のクレジット会社に対する売掛金について、確認状を発送せず、3 月末の各残高と 4 月中の入金額を比較しているが、締め日の違いなどから差異が発生しているにもかかわらず当該差異の分析を行っておらず、内部統制の運用評価手続も行っていない。また、売掛金について確認状を発送しないと判断する場合の理由と実施すべき他の監査手続の十分性に関して検討したとしているがその結論を監査調書に記載しておらず、監査手続を実施したことが確かめられない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 19 号第 3・5 項、同報告書第 36 号第 8 項)

- ・ 平成 21 年 3 月 31 日終了事業年度が初度監査となる被監査会社に対する債権債務の確認手続を、平成 20 年 12 月末残高を基準として取引先を抽出し、平成 21 年 1 月下旬に確認状の送付を実施した。

しかしながら、運用評価手続は平成 21 年 3 月に実施しており、確認手続の計画前に発見リスクの程度を決定できる状況にはなっていないにもかかわらず、貸借対照表日前の一定の日を確認基準日としている。【平成 21 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 19 号第 28 項、監査委員会報告第 72 号第 4 項)

- ・ 売掛金について、監査チームは、得意先からの回収が条件どおりになされないことが多くあること等の問題があり、また、確認状の発送日前に、被監査会社で従業員の不正が発覚したことを把握している。

そのような状況において、債権債務の確認について、期末日の 3 ヶ月前の月末を基準日として実施しているが、期末日前を基準日とすることについて、監査リスクとそれに対する被監査会社の内部統制やロール・フォワード手続との関係等、事前に考慮すべき事項に関する検討内容を監査調書に記載していない。【平成 21 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 36 号第 8 項、監査委員会報告第 72 号第 5 項)

- ・ 期末日前の日を基準日として債権の確認手続実施後、期末日までに、従業員不正による不正があったことを把握し、内部統制監査への影響や、財務諸表の修正の必要性、及び後発事象の注記の必要性については検討しているが、期末日を基準として確認手続を再度実施するかどうかの検討は行っていない。【平成 21 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 19 号第 29 項、監査委員会報告第 72 号第 5 項)

- ・ 売掛金の確認先として、平成 21 年 2 月末残高から抽出した得意先件数のうち、1 割以上については、被監査会社から得意先との営業上の関係が悪化することが懸念されることを理由に発送について制約を受け、確認状を発送していない。未発送である得意先の個別の発送制約理由や、当該制約が不正又は誤謬の兆候を示しているかどうかについての検討過程が監査調書に記載されていない。【平成 21 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 19 号第 17・18 項、同報告書第 36 号第 8 項)

- ・ 売掛金について、基準日を平成 21 年 1 月 31 日とした確認手続を実施し、別途、1 月 31 日から 3 月 31 日の期間を対象としたロール・フォワード手続を実施することで貸借対照表日現在の残高に重要な虚偽表示がないとしている。

しかしながら、一部の顧客については顧客の月次締め日を考慮して、1 月 20 日現在の残高を確認の対象としているにもかかわらず、ロール・フォワード手続については 2 月 1 日から 3 月 31 日のみ実施し、1 月 21 日から 1 月 31 日までの期間についての検討を実施していない。【平成 21 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 19 号第 28 項、監査委員会報告第 72 号第 6 項 (1))

(8) 分析の実証手続

- ・ 実証手続としての詳細テストを実施せずに、分析の実証手続のみを実施とした場合において、被監査会社にとって営業上重要な意味を持つ財務諸表項目について、推定値の算出や、推定値と財務諸表項目の金額又は比率との重要な差異の基準値の決定をしておらず、重要な差異に該当するか否かの判断及びそれに基づく調査を行っていない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 1 号第 18・20・21 項)

(9) 実証手続

- ・ 不動産会社の初度監査において、賃貸物件として長期保有している建物及び建

物付属設備（当該物件は被監査会社の借入金に付保された担保物件である）の実在性及び権利義務について、借入金の担保物件の明細と照合して確かめたとしているが、登記簿謄本等との照合により確かめていない。【平成 21 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 31 号第 19～22 項）

- ・ 金利スワップとヘッジ対象負債である借入金の契約期間が異なっている取引について、監査チームは監査手続を実施していない。このため、被監査会社はその期間の乖離が要件を満たしていないにもかかわらず、特例処理を採用していることについて看過している。【平成 21 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 31 号第 19～22 項、会計制度委員会報告第 14 号第 178 項）

- ・ 被監査会社は、時価の無い重要性のある連結子会社株式を純資産から著しく乖離した金額で売却しているが、売却価額及び株式売却益の妥当性等を検証するための監査手続を実施していない。【平成 21 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 31 号第 19～22 項）

(10) 連結財務諸表の監査

- ・ 連結子会社について往査、財務諸表レビュー、残高確認の実施を計画していたが、関連する監査手続書を作成していない。また、監査計画において予定していた確認手続を実施していないが、これについて監査計画の見直しの内容が監査調査書に記載されていない。【平成 21 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 27 号第 14・15・22・24・25 項、同報告書第 36 号第 8・23 項）

- ・ セグメント情報の注記に関して、連結売上高合計と営業損失合計の数値が、連結損益計算書と一致していることを確かめているのみであり、セグメント情報の正確性について、被監査会社からセグメント情報の作成に関する必要な情報・証憑を入手していない。また、事業の種類別セグメント情報において配賦不能本社費用や全社資産の計上がないことについて検討していない。【平成 21 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 31 号第 19 項、旧監査委員会報告第 53 号第 3・5 項（5））

（注）監査委員会報告第 53 号は、平成 22 年 3 月 1 日をもって廃止されている。なお、平成 22 年 6 月 23 日に公表された「監査基準委員会報告書第 47 号『特定項目の監査証拠』（中間報告）」が参考になるものと考えられる。

(11) 関連当事者

- ・ 関連当事者との取引について、当監査法人の所定のチェックリストを用いて、関連当事者に関する情報の入手や取引の検討をしているが、チェックマークがあるのみであり、関連当事者が誰か、関連当事者との取引があったか否か、取引があった場合その重要性や妥当性等、具体的な手続を記載した監査調書を作成しておらず、また、被監査会社の関連当事者との取引の承認や記録に関する内部統制について検討していない。【平成 21 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 34 号第 6・10 項)

(12) 監査役等とのコミュニケーション

- ・ 監査計画時、監査結果報告時等において監査役とコミュニケーションを行ったとしているが、その内容を監査調書に記録していない。また、監査役会の監査報告書において、当監査法人からの適正意見を付した監査報告書に対して監査の方法及び結果は相当であると認めているが、非常勤監査役が、当該監査役会の監査報告書において、取締役会の善管注意義務違反等を記載していることに関し、常勤監査役、非常勤監査役と口頭でコミュニケーションを実施したとしているが、その内容を監査調書に記録していない。【平成 21 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 25 号第 4・10 項)

(13) 後発事象

- ・ 重要な海外の連結子会社に関し、現地の他の監査人の監査結果を利用することとしているが、後発事象に関する報告書を監査報告書日後に回収しており、監査報告書日以前に代替手続も実施していない。【平成 20 年度検査】
(監査・保証実務委員会報告第 76 号 8.(3))
- ・ 後発事象に関するチェックリストを使用し後発事象の有無を確認したとしているが、監査調書はマークを付したチェックリストのみであり、取締役会議事録について閲覧した開催日の日付や項目等が記載されていない。また、マークを付す手続を実施した日付や担当者の署名がない。【平成 19 年度検査】
(監査・保証実務委員会報告第 76 号 8 (3) 、監査基準委員会報告書第 36 号第 21 項)
- ・ 会社法監査報告書日以前に得意先が破綻した旨の情報を被監査会社より得ているが、債権全額が貸倒れたとしても一般債権に対する貸倒引当金で十分カバーできる金額であるため追加的な引当てを行う必要はないと判断したとしている。
しかしながら、当該事項は監査報告書日前に発生した修正後発事象であることから、債権の回収可能性と影響額の検討を行った上で、その対応を決定すべき

であるが、これらの検討過程を監査調書に記載していない。【平成 21 年度検査】
(監査・保証実務委員会報告第 76 号 4.(2) a.、監査基準委員会報告書第 5 号
第 13 項、同報告書第 36 号第 8 項)

(14) 財務諸表の表示及び開示

- ・ 連結財務諸表の「リース関係」、「有価証券関係」、「退職給付関係」及び「税効果関係」の注記について、被監査会社の担当者が注記情報を作成するために作成した数値の集計表を入手し、これと注記の金額との照合に止まり、集計表の数値の正確性等を検証していない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 30 号第 64 項)

(15) 経営者確認書

- ・ 入手した経営者確認書について、以下の事項の記載が漏れている事例がみられる。【平成 19・20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 3 号第 6・7 項、同報告書第 34 号第 15 項 (1))
 - ア) 一定の金額基準を超える未訂正の財務諸表の虚偽表示が存在する場合、監査人が発見した未訂正の財務諸表の虚偽表示による影響が、個別に集計しても、財務諸表全体にとって重要でない旨
 - イ) 関連当事者との取引は適切に注記している旨
 - ロ) 財務諸表に計上又は注記している事項を除き、重要なデリバティブ取引はない旨
 - エ) 重要性のある繰延税金資産の回収可能性に関する経営者の見解
 - オ) 監査報告書に記載のある重要な会計方針の変更がある場合のその旨及び理由
 - カ) 監査人から要請のあった関連当事者の存在及び関連当事者との取引の識別に関するすべての資料は監査人に提供した旨
- ・ 重要な会計方針の変更に係る事項について、会社法の経営者確認書で確認することを失念し、金融商品取引法の経営者確認書だけで確認している。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 3 号第 5 (5)・7 項)
- ・ 会社法監査の経営者確認書の入手について、平成 21 年 6 月 1 日付けで監査報告書を提出し、その際に被監査会社より経営者確認書を PDF にて入手し押印を確認したとしているが、法人内の定期的な検証で指摘を受ける 7 月中旬まで、正本が未回収となっている。【平成 21 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 3 号第 5 項)

- ・ 継続企業の前提に係る確認事項について、金融商品取引法監査の経営者確認書において確認をすれば足りると考えていたことから、会社法監査の経営者確認書において確認を求めている。【平成 21 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 3 号第 5 項)

(16) 他の監査人の監査結果の利用

- ・ 被監査会社の海外子会社に関して、現地の他の監査人の監査結果を利用することとしているが、当該他の監査人に対する指示書において、監査の実施に際して準拠すべき会計基準を指示しておらず、現地の会計基準で作成された財務諸表について、日本の会計基準との違いによる会計処理に大きな差異がないことを確かめていない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 8 号第 7・10 項)
- ・ 被監査会社の海外子会社に関して、現地の他の監査人の監査結果を利用しているが、多額の減損損失を財務諸表で確認するに止まり、質問や追加資料の入手などの監査手続を実施しておらず、追加手続の必要性の検討もしていない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 8 号第 10 項)

(17) 専門家の業務の利用

- ・ 退職給付引当金の退職給付債務の計算について、信託銀行が発行した「数理評価計算結果報告書」を利用しているが、当該年金数理人の専門家としての能力についての検討をしていない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 14 号第 6 項)
- ・ 被監査会社が保有する遊休土地を評価するために不動産鑑定士から取得した意見書を監査証拠として入手し、利用しており、利用に当たっては、当該不動産鑑定士の専門家としての業務の客観性について検討しているが、検討内容及び結論を監査調書に記載していない。【平成 21 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 14 号第 7・8 項)

(18) 総括的吟味のための分析的手続

- ・ 監査の最終段階における財務諸表の総括的吟味に用いられる分析的手続を実施しておらず、財務諸表が全体として監査人の理解と合致していることについての

全般的な結論を形成していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 1 号第 5・23～25 項)

(19) 訴訟事件等に係るリスク管理体制の評価

- ・ 被監査会社が、重要な後発事象として損害賠償請求等訴訟に関する謝罪広告掲載の発生を注記し、また、他にも訴訟を受けている状況について、個々の訴訟内容や会計処理の可否については検討を行っているが、訴訟事件等のリスクを適切に管理するための被監査会社の管理組織の整備状況の検討、有効な運用を確かめていない。【平成 21 年度検査】

(監査委員会報告第 73 号第 4 項)

(20) 弁護士への確認

- ・ 確認状を会社法監査報告書日付より 1 か月以上前に回収しているにもかかわらず、合理的な理由なしに、その後の状況を確認するための追加的な確認手続を実施していない。【平成 19 年度検査】

(監査委員会報告第 73 号第 6 項 (4))

(21) 期首残高の妥当性

- ・ 前任監査人と被監査会社の間において、会計処理について意見が相違したことを理由として、期中に監査業務を引き継いだにもかかわらず、期首残高の妥当性に関する監査手続を全く実施していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 33 号第 19 項)

(22) 継続企業の前提

- ・ 被監査会社は、前連結会計年度に引き続いて営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、業績の改善及び資本増強等による自己資本の充実と財務基盤の健全化を含めた計画実現の時期など継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨を注記している。

しかしながら、監査チームは、計画実施初期段階であり、資金繰りについて予断を許さない状態にあることから、注記は必要であるとしているものの、被監査会社の継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かの判断として、専ら被監査会社の翌期末の現預金残高がマイナスとなるか否かという観点から検討しており、被監査会社が掲げている継続企業の前提に関する重要な疑義を生じ

させる状況及び対応策に即して検討していない。

また、販売実績がほとんどない新規事業による売上高が大きく増加することにより、業績が改善するものとされている予測財務情報について、基礎となる仮定の検討が不十分であるほか、被監査会社による対応策が継続企業的前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況を解消し、又は改善するものであるかどうか、及びその実行可能性について検討していない。【平成 21 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 22 号第 4・10・14・16 項、監査・保証実務委員会報告第 75 号Ⅲ 1.(1)④、監査基準 第三 実施基準 三 7・8)

- 平成 21 年 3 月期において、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況があるため、経営者の評価の検討を行う際の監査手続として、経営者が作成した次期以降の計画予算を分析し、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められない、と判断しているが、当該計画予算は経理担当取締役が作成したものであり、被監査会社の取締役会等の適切な承認がされていない。【平成 21 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 22 号第 14・15 項)

(23) 在外子会社の会計処理

- 被監査会社は、米国に連結子会社を有するが、実務対応報告第 18 号に準拠した在外子会社の会計処理の統一について検討した監査調書が作成されていない。【平成 21 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 36 号第 10 項)

(24) 監査結果の取りまとめの検討

- 監査チームは、監査上の重要事項について品質管理本部の審査に諮っている。品質管理本部は当該重要事項についての監査チームの判断を認めず、被監査会社と合議し、その結果を、「重要審査事項報告書」に記載することを求め、監査チームは、「重要審査事項報告書」に「会社に趣旨を説明し、当該事項に合意した。」と記載している。

しかしながら、監査チームは、当該重要事項の取り扱いについて品質管理本部からの意見を踏まえた監査チームとしての結論や、会社と協議した内容を監査調書に記載していない。【平成 21 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 77 項)

(25) 内部統制監査

- ・ 監査役の監査報告書によれば、当期に取締役会の決議を経ずに貸付が行われた旨の記載がある。

被監査会社は、このような状況が内部統制上の不備に該当しないと判断し、監査チームにおいても、監査役等へのヒアリングや議事録の閲覧等を実施し、実際には取締役会の決議が行われていることを確かめ、内部統制監査上の影響を検討した上で、内部統制上の不備に該当しないということを検討したとしているが、検討内容や結論を監査調書に記載していない。【平成 21 年度検査】

(財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準Ⅲ 4. (3)、監査・保証実務委員会報告第 82 号 11.(2)、(3)、監査基準委員会報告書第 36 号第 8 項)

- ・ 被監査会社の連結財務諸表における注記事項の作成手続など、決算・財務報告プロセスに関する内部統制の不備を認識しながら、適切な管理責任者に報告していない。また、当該不備が、内部統制の重要な欠陥に該当するかを検討していない。【平成 21 年度検査】

(監査・保証実務委員会報告第 82 号 11. (10))

- ・ 監査チームが期中で検出した内部統制の不備について、被監査会社から「期末において、不備はない」とヒアリングにより確かめたのみであり、その他の検証を行っていない。【平成 21 年度検査】

(監査・保証実務委員会報告第 82 号 11.)

6. 監査調書

(1) 監査調書の作成及び査閲

- ・ 監査補助者が必要な監査手続を実施していないものや検討が不十分なものがあるにもかかわらず、査閲者は監査手続の追加等を指示していない。【平成 21 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 32 号第 25 項)

- ・ 監査実施者名、査閲者名、査閲日が監査調書に記載されていないものがみられる。【平成 21 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 36 号第 21 項)

- ・ 主査が査閲したとする監査調書について、第三者が見ても明らかに不備がある監査調書においても押印がされており、査閲日の記載もない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 32 号第 21 項、同報告書第 36 号第 21 項)

- ・ 監査契約に関する新規受嘱チェックリストや更新チェックリスト、監査意見審査資料などについて、業務執行社員が査閲を行った旨のサイン及び査閲日時が記載されていない。また、実施した監査手続の範囲が不明確であったり、連番やリファレンスが記載されていない監査調書がみられる。さらに、監査調書の記載方法が、出身法人の違いから各監査実施者によって異なっている。【平成 21 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 48・53 項)

(注) 上記のほか、実施した監査手続、判断過程及び結論などが監査調書に記載されていない事例や査閲が漏れている事例が多数の監査業務において認められている。

(2) 監査調書の最終的な整理

- ・ 確認状の一部が、一時保管用の棚に置かれており、監査調書の整理期限である監査報告書日から 60 日以内に監査調書として整理されていない。【平成 21 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 36 号第 23 項)

(3) 監査調書の管理・保存

- ・ 監査調書を被監査会社の鍵付ロッカーに保管しているが、鍵の管理を被監査会社に任せている。【平成 20 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 86・89 項、監査基準委員会報告書第 36 号第 27 項)

- ・ 監査調書が監査法人として管理されていない状態で、業務執行社員の自宅兼個人事務所に置かれているものがみられる。【平成 21 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 84 項)

- ・ 監査チームが主に検討したとする会社法の附属明細書(案)及び最終の附属明細書が、監査調書として保管されておらず、所在が不明である。また、残高確認の差異調整に関する監査調書も所在が不明である。【平成 21 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 84 項)

7. 監査業務に係る審査

(1) 審査体制

審査担当者の適格性

- ・ 補助者として監査業務に関与している者やシステム監査に従事した者が、審査担当者に任命されている。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 73 項 (2))
- ・ 内部規程において、意見形成の妥当性に関する審査は、社員から構成される審査委員が行い、表示の妥当性に関する審査は、審査委員の補助者である監査スタッフがを行い、その結果を審査委員がレビューする旨を規定しているが、当該監査スタッフの審査結果を審査委員がレビューしておらず、監査スタッフが意見形成の妥当性に関する審査まで実施している。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 72 項)

合議制審査

- ・ 内部規程において、合議制による審査を行うとしているが、各審査委員は割り当てられた監査業務における審査のみを実施し、その審査結果を要約した審査結果報告書を審査委員長が最終的に確認するのみで、審査委員同士の相互査閲を行っていないなど、合議制による審査が実施されていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 75 項)

(2) 審査の実施

計画審査

- ・ 監査計画（監査期間中に行われた重要な修正を含む。）の審査に関する方針及び手続を定めていない。【平成 21 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 63 項)
- ・ 財務諸表監査に関する監査計画や内部統制監査に関する監査計画の審査を行っていない。【平成 21 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 32 号第 37 項)

- ・ 監査計画に係る審査と会社法監査の意見審査を同一日に実施している。【平成 21 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 32 号第 37 項)

事前審査

- ・ 内部規程において、会計方針の変更や継続企業の前提に関する事項は事前審査を受けなければならないとしているが、ソフトウェアの売上処理の変更や継続企業の前提の注記を付すような監査業務について、事前審査を受けていない。【平成 19 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 32 号第 30 項)

意見審査

(未実施)

- ・ 会社法監査、四半期レビューに関する意見審査を受けずに監査報告書を発行している。【平成 21 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 32 号第 37 項)
- ・ 内部統制監査の意見審査を受けずに監査報告書を発行している。【平成 21 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 32 号第 37 項)
- ・ 監査報告書を早急に提出する必要があるが、また、審査担当者と連絡が取れなかったことを理由に、意見審査を受けずに監査報告書を発行している。【平成 21 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 32 号第 37 項)
- ・ 監査報告書が発行される前に監査業務に係る審査が完了したかどうかを示す旨の文書化を行っていない。【平成 21 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 64・77 項)
- ・ 監査チームが計算書類等の表示に係る重要な監査手続を完了していない状況において、審査を受審し、監査意見を表明している。【平成 21 年度検査】
(監査・保証実務委員会報告第 75 号 II 1. (2))

(審査資料の不備)

- ・ 審査担当者が「審査結果」欄等に結論等を記載していないなど、審査資料において、審査を実施したことが確認できない。【平成 21 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 32 号第 37・38 項)
- ・ 審査担当者が審査の対象とした財務諸表等（案）、監査報告書（案）が明らかとなっていない。【平成 21 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 32 号第 37・38 項)

(審査不十分)

- ・ 審査で指摘された事項のフォローアップが未了であるにもかかわらず、業務執行社員は、当該指摘事項が監査意見に影響を与えるものではないとして、審査完了前に監査意見を表明している。【平成 19 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 32 号第 36 項)

8. 品質管理のシステムの監視

(1) 品質管理のシステムの日常的監視

- ・ 日常的監視について、以下のように形式的な監視やそのフォローアップが行われていないものがある。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 90・93 項)
 - ア) 独立性の確認の実施の有無について、口頭のみで確認している。
 - イ) 独立性の確認において、未回収の回答書があることが日常的監視で発見されたが、回収を促すように口頭での指示に止まり、その顛末を確認していない。
- ・ 品質管理担当責任者は、日常的監視を行ったとしているが、実施したとする独立性の確認書の入手状況など、実施した項目や内容に関する記録が残されていない。【平成 21 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 104 項)
- ・ 監査法人所定の報告書に日常的監視の対象項目と実施者及び総括的な結論が記載されているのみであり、品質管理委員会報告書第 1 号第 104 項（3）で求められている、発見された不備の影響の評価、是正措置の必要性の判断とその根拠等について、文書化されていない。【平成 21 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 101・104 項)

(2) 監査業務の定期的な検証

- ・ 監査法人として検証すべき内容が決まっておらず、検証内容が担当者の判断に任されているため、判断過程と結論が明記されているかといった監査調書の整備状況の観点からのみの検証となっており、監査業務が監査基準や会計基準等に準拠して実施されているか、及び協会レビューにおいて指摘された事項の改善がされているか、といった観点からの検証が行われていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 90 項)
- ・ 監査業務の定期的な検証を行ったとしているが、当該検証は、進行中の業務に対して期末日以前に行われたものであり、完了した監査業務を対象としていない。【平成 21 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 10 項 (2))
- ・ 定期的検証担当者は、定期的検証を実施する際、監査チームに口頭で実施した監査手続を確認するだけで、監査調書の検証を行っていない。【平成 21 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 90・91 項)

9. 共同監査

- ・ 当監査法人及び共同監査の業務執行社員は、共同監査人の品質管理のシステムが当該監査業務の質を合理的に確保していることを確認したとしているが、品質管理のシステムに関して確認した内容及び結論を記録していない。【平成 21 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 113 項)